

[研究ノート]

国立歴史民俗博物館所蔵『浄蔵法師伝』について

The Introduction with Modern Typesetting of a Biography of Monk Jōzō from
the National Museum of Japanese History

西山 亮介
Ryosuke NISHIYAMA

Studies in Humanities and Cultures

No. 36

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 36号

2021年7月

GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES

NAGOYA CITY UNIVERSITY
NAGOYA JAPAN

JULY 2021

〔研究ノート〕

国立歴史民俗博物館所蔵『浄蔵法師伝』について

西山 亮介

はじめに

- 一 歴博本『浄蔵法師伝』の概要
 - 二 奥書の検討
 - 二 一 「浄法寺一切経」の検討
 - 二 二 「僧慶深」の検討
 - 三 歴博本『浄蔵法師伝』の特色―他の浄蔵伝との関係から
 - 三 一 他の浄蔵伝との類似
 - 三 二 誤字・脱字
 - 三 三 他伝の欠損の校訂
 - 四 歴博本『浄蔵法師伝』 影印
 - 五 歴博本『浄蔵法師伝』 翻刻
- おわりに

要旨 平安時代の僧浄蔵は、三善清行の子で多様な靈験譚を持つ。

歴博本は従来未検討の浄蔵伝であり、本稿はこれを紹介、検討するものである。奥書によれば、歴博本は長暦三年（一〇三九）に僧慶深が書写した「浄法寺一切経見定目錄」の紙背にあつた浄蔵伝を、幕末期に国学者谷森善臣が書写したものという。本稿では、奥書にいう「僧慶深」や「浄法寺一切経」について検討を加え、特定の可能性を示した。また、他の浄蔵伝と比較することで、次の三つの特色を明らかにした。一、歴博本は、他の伝と酷似する部分を持つ。二、歴博本には複数の明らかな誤脱が存する。三、歴博本によって他の伝を校訂できる箇所がある。最後に歴博本の影印及び翻刻を掲げる。

はじめに

キーワード…浄蔵、浄蔵法師伝、谷森善臣、浄法寺一切経、修験道

本稿は、国立歴史民俗博物館所蔵『浄蔵法師伝』（以下、「歴博本」という。）を紹介、検討するものである。

平安時代の僧浄蔵（八九一〜九六四）は三善清行の子で天台宗の僧である。浄蔵には様々な靈験譚があり、例えば、死んだ父を蘇生させた、傾いた八坂塔を直立させた、強盗を呪縛した、京極更衣の所悩を平癒させた等の逸話が伝えられる。また浄蔵は、『大和物語』、『扶桑略

記』、『本朝神仙伝』、『拾遺往生伝』、『江談抄』、『今昔物語集』、『古事談』、『古今著聞集』、『宇治拾遺物語』など平安期以降の書に広く登場する。彼については加持や修法の他にも、山林修行者や声明の名手、相人といった側面も語られてきた。取り分け、浄蔵を山林修行者或いは修験者とする言説がしばしば見受けられる。例えば、『修験名称原儀』では浄蔵は修験道の祖師として描かれていて⁽¹⁾、白山開山で名高い泰澄の伝記である『泰澄和尚伝記』には、浄蔵が語った内容を弟子が筆記したものとある⁽²⁾し、『新猿楽記』では浄蔵は役行者と並び称されている⁽³⁾のである。

浄蔵を巡る研究は、国文学からは築瀬一雄氏、稲垣泰一氏、南里みち子氏らのものが、歴史学からは平林盛得氏のものがある⁽⁴⁾。稲垣氏と平林氏は、浄蔵の初期の伝記として、『拾遺往生伝』巻中第一、『扶桑略記』、『大法師浄蔵伝』⁽⁵⁾、『日本高僧伝要文抄』を挙げている。そして『大法師浄蔵伝』が浄蔵を単独で扱った伝記（単伝）としては現存する唯一のものであるが、その前身である単伝の浄蔵伝が複数存在し、それらが、『拾遺往生伝』や『扶桑略記』、『日本高僧伝要文抄』の原型になっていることを明らかにした。ただし、それら原浄蔵伝と言うべき前身の伝は、散逸して現存しないとされた。

歴博本は浄蔵の単伝であるが、従来現存唯一の単伝と言われてきた、『大法師浄蔵伝』とは一見して異なっている。歴博本については、これまで、川尻秋生氏が僅かにその存在に触れているのみで、未だ本格的には研究されていない⁽⁶⁾。浄蔵とはいかなる存在か。歴博本はこれ

までの研究状況を打開する可能性を秘めた重要な史料であると考える。

一・歴博本『浄蔵法師伝』の概要

歴博本の概要を見ていこう。その書誌データは国立歴史民俗博物館のウェブサイトにて一般公開されている「館蔵資料データベース」⁽⁷⁾によれば次のとおりである。

袋綴装／浅黄地表紙／楮紙／三五丁（『源親房公伝』含む）／外題「浄蔵法師伝／源親房公伝」

現状、歴博本は『源親房公伝』と合冊されている。『源親房公伝』は北畠親房の伝記で、筆跡は歴博本と同筆である。浄蔵と北畠親房の間に関わりはなさそうで、恐らくはともに伝記である故に合冊されたのだろう。

これは、コレクション「田中穰氏旧蔵典籍古文書」に属している。本コレクションは書籍収集家田中教忠（一八三八―一九三四）の所蔵本が子の忠三郎氏、孫の穰氏を経て、国立歴史民俗博物館に渡ったものである⁽⁸⁾。

歴博本の奥書は、本文と同筆で次のとおりである。

右浄蔵伝、長曆三年僧慶深書写浄法寺一切経見定目錄紙背所⁽⁹⁾記也。按三元亨⁽¹⁰⁾积書浄蔵伝、不⁽¹¹⁾載有⁽¹²⁾三子⁽¹³⁾。以為可⁽¹⁴⁾惜、故⁽¹⁵⁾勿⁽¹⁶⁾々

写⁽¹⁷⁾取⁽¹⁸⁾備⁽¹⁹⁾後⁽²⁰⁾考⁽²¹⁾。其⁽²²⁾字⁽²³⁾様、大⁽²⁴⁾略⁽²⁵⁾効⁽²⁶⁾原⁽²⁷⁾本⁽²⁸⁾、存⁽²⁹⁾古⁽³⁰⁾風⁽³¹⁾也。浄法寺者比叡山僧
楞院中之一寺云
(一八五九)

安政六七五写 種松

ここには、右の浄蔵伝は、長暦三年に僧慶深が書写した、浄法寺一切経見定目録の紙背に記されていた。元亨釈書の浄蔵伝には、二子を儲けたことについての記載が無い。よって惜しんで写し取り、後の考究に備えるものである。其の字様は凡そ原本に倣い古風である。浄法寺は延暦寺横川の一寺という、とある。

「種松」は国学者で書籍収集家でもあった谷森種松(善臣。一八一七〜一九一一)のことである。田中教忠は安政四年(一八五七)に谷森種松に入門しており、歴博本は、谷森種松が書写し、弟子であった田中教忠の手に渡ったとされる(9)。

「長暦三年僧慶深書写浄法寺一切経見定目録」の紙背にあった浄蔵伝を写し取ったとする奥書によれば、歴博本の親本(以下、「原歴博本」という。)は、長暦三年(一〇三九)時点で既に反故紙となっており、その紙背には一切経目録が記されていた。よって、その成立は長暦三年(一〇三九)から遠くない過去と推定できよう。浄蔵没後七十年ほどを経過した時期である。現存最古と見なされてきた浄蔵伝は、『扶桑略記』(寛治八年(一〇九四)〜嘉承二年(一一〇七)成立(10))所収のものであるため、これを半世紀以上も遡ることになる。この「長暦三年僧慶深書写浄法寺一切経」は、歴博本の性格を知る上で重要な手がかりと思われるので、次章にて検討する。

また歴博本には本文とは別筆で次の書入れがある。

歴代編年集成一名帝王編年記、卷第十六村上天皇天曆八年甲寅。当大周世宗顯徳元年^一。同年浄蔵加持直三八坂塔傾^一、乱行之後事也(11)。
有子息一人^一。一人者出家修験者。一人者幼少昇殿寵幸者也。為^二式部大輔大江朝臣子^一。

歴博本本文のうち、二子を儲けた記述(但所生之子有男子一人矣。一人出家入道・・・)の上部余白に書き込まれている。この書入れの時期を示す年紀は見当たらない。しかしながら、一行あたりの文字数や文字の大きさが不揃いであること、見開き二ページにわたり書き込まれていることから、本書が現在のような袋綴の装丁になった後に書き込まれたと考えられる。袋綴になったのは、谷森の書写以降のはずである。すると、この書き込みは谷森が所持していた時か、或いは田中家で伝来されるうちか、どちらかで見なすべきだろう。ただし、この書入れが何者によってなされたかは、別筆であるから谷森以外となろうが、不明と言うほかない。なお、この書き込みは『帝王編年記』と同文である(12)。

二・奥書の検討

奥書によれば、歴博本は、谷森が「長暦三年僧慶深書写浄法寺一切経見定目録」の「紙背」に記されていたものを書写したものであるという。

では、この谷森が見た「浄法寺一切経見定目録」とは何だろうか。最も確実な方法は「浄法寺一切経見定目録」の実物を見ることが出来るが、しかし、国立歴史民俗博物館のコレクション「田中穰氏旧蔵典籍古文書」や『田中教忠蔵書目録』、『谷森善臣著作年譜抄』（13）、多くの谷森収集本を有する宮内庁書陵部のコレクション（14）にも関係しそうなものが見当たらない。残念ながら、今のところその所在を確認することができない。そこで、「浄法寺一切経」と「僧慶深」の二つの語に焦点を当て、検討してみたい。

二. 一 「浄法寺一切経見定目録」の検討

「浄法寺」については、奥書の最後に「浄法寺者比叡山首楞院中之一寺云」とある。「首楞院」は、比叡山延暦寺横川の横川中堂、或いは横川地区全体を指す「首楞院」と思われる。よってこの場合、浄法寺は比叡山横川地区の一寺という意味になる。しかしながら、横川だけでなく比叡山全体でも、「浄法寺」は現存しないし、過去にもその存在が確認できない（15）。

谷森がこのように奥書に記述した理由は不明（16）だが、ひとまず比叡山から離れて考えてみたい。「浄法寺」と「一切経」の組合せと云えば、上野国に所在し、緑野寺又は浄院寺、浄土院等の名を持つ古代寺院が想起される（17）。『続日本後紀』承和元年（八三四）五月乙丑条には、東国六か国に対し、一切経書写を命じ、その底本として緑野寺所

蔵の一切経を用いよ、とする記事が見える（18）。ここから当時、同寺に一切経が存在したことがわかる。また、高山寺蔵『金剛頂一切如来真実撰大乘現証大教王経』三巻の奥書（19）には、弘仁六年（八一五）六月十八日の日付とともに、

上野国（緑野）緑野郡浄院寺

一切経本

掌経仏子教興

掌経仏子

写経主仏子教興

経師近事法慧

とあり、これは、『続日本後紀』で言及された緑野寺一切経の零巻であるとされている。（20）

さらに緑野寺（浄法寺）は天台教団との深い関係も指摘されている。『叡山大師伝』の、最澄の東国巡錫の記事には、「上野国浄土院一乘仏子教興」が、円仁の師として知られる「下野国大慈院一乘仏子広智」と並び、「道忠禪師弟子」として、その名が見える（21）。この「教興」は、上述の高山寺蔵『金剛頂一切如来真実撰大乘現証大教王経』奥書に登場する「教興」と同一人物と考えられる。なおその師道忠は『叡山大師伝』にて最澄が一切経書写を發願した際、「大小経律論二千余巻」を「助写」したとも伝えられる人物である（22）。

少なくとも平安時代初期の段階で、浄法寺は一切経を保有しており、且つ当時の天台教団と密接な繋がりを有していた。浄蔵自身が天台宗の僧であったことを考え合わせれば、歴博本の奥書に言う「浄法寺」は、この上野国で緑野寺とも呼ばれた浄法寺である可能性があるだろう。現時点で断定はできないが、その可能性があることを指摘しておきたい。

なお、先の高山寺蔵『金剛頂一切如来真実撰大乘現証大教王経』には、寛弘五年（一〇〇八）三月に僧叡算が仁和寺で加点了と述べた奥書が付されており⁽²³⁾、この時点で既に上野国を離れ京に存在していたことが知られる⁽²⁴⁾。歴博本の奥書は、長暦三年（一〇三九）僧慶深が浄法寺一切経の見定目録を書写したとする。奥書にいう浄法寺が、上野国緑野寺であった場合、はるか東国の一切経の目録が長暦三年に京にあつて慶深によつて書写されたとしても不思議では無いと思われる。

二・二・一 「僧慶深」の検討

次いで「浄法寺一切経」を書写した「僧慶深」という人物について検討する。

長暦三年（一〇三九）存生の興福寺僧に僧慶深が見える。『造興福寺記』永承三年（一〇四八）閏正月十三日条、十七日条には、興福寺の堂宇再建に際して落慶法要の錫杖百人のうちに「専寺」の僧として「慶

深」とある⁽²⁵⁾。さらに興福寺本『僧綱補任』によれば、永承六年（一〇五二）に興福寺維摩会堅者、延久二年（一〇七〇）に同会の講師であつたという⁽²⁶⁾。延久二年の記事を見ると、

延久二年庚戌 講師慶深法相宗。興福寺。正月十七日宣旨。（朱五
十）

とある。これによれば、慶深は法相宗興福寺僧でこの時五〇歳であつた。また、『維摩講師研学堅義次第』延久二年（一〇七〇）条にやはり維摩会講師と見える⁽²⁷⁾。同条によれば、法相宗興福寺、時に五〇歳、山城守藤原実行の子⁽²⁸⁾、蓮範已講の弟子、承保二年（一〇七五）に五六歳で没とある。逆算すると生年は一〇一九年頃。浄法寺一切経が書写されたという長暦三年（一〇三九）には彼は弱冠二〇歳ほどということになる。また、『維摩講師研学堅義次第』には臆を記載する欄があるが、残念ながら空欄となっており、出家した年はわからない。

最後に『法隆寺別当次第』慶深已講条には⁽²⁹⁾、

不_レ治。興福寺。承保元年甲寅正月十四日任_レ之。同廿五日印鑑承_レ之。即興福寺下向之時死去畢。二月五日入滅云々。未_レ及_二寺務執_一（行_一也）。

とあり、当時興福寺の末寺であつた法隆寺別当に任じられたが、ほ

どなく入滅したという。なお、父とされる藤原実行は南家出身、文章生を経て、山城守、玄蕃頭を歴任しており（30）、同時代の古記録にも散見される（31）。

この慶深が浄法寺一切経見定目録を書写したという証拠は無く、果たして書写者とその興福寺僧が同一人物かは不明である（32）。ただ、長暦三年（一〇三九）に慶深という名の僧侶が実在したことは確認できた（33）。

以上、歴博本奥書にいう「長暦三年僧慶深書写浄法寺一切経見定目録」を調査、検討してきた。浄法寺は比叡山中には無く、かつて一切経を蔵した東国の古代寺院を指す可能性はある。また慶深についても、特定こそできなかったが、同時代に同名の僧が実在したことは確認できた。

三、歴博本『浄蔵法師伝』の特色―他の浄蔵伝との関係から

初期の浄蔵伝は、先行研究で扱われているものは、『扶桑略記』、『拾遺往生伝』、『大法師浄蔵伝』、『日本高僧伝要文抄』がある。これらと歴博本の関係はいかがであろうか。歴博本を含めた諸浄蔵伝の関係性の詳細については、別稿にて発表する予定であるので、本稿では、簡略に述べたい（34）。

三、一 他の浄蔵伝との類似

まず、歴博本はこの四つのいずれの伝とも酷似した部分がある。四伝において、歴博本と同じ字には二重傍線を引いた。

歴博本

爰齡到二七歳一、志寄三三宝一、遂辞二儒林連枝之群一、竊隨三斗藪發露之輩一。枕二巖泉之流一、臥二於松岫之雲一。山林接レ蹤、仏法寄レ志。

『扶桑略記』

齡至二七歳一、志寄三三宝一、遂辞二儒林連枝之群一、竊隨三斗藪發露之輩一。枕二於巖泉之流一、臥二於松岫之雲一。接二蹤山林一、栖二心仏法一。

歴博本

又朱雀院太上皇帝、依レ有二御葉之事一、令レ問二易巫^{（童）}於大法師一之處、占云「於二御惱一早可レ有二平伏一歟。但明年可レ有二火事一歟」者。其後柏梁殿燒亡了。

『拾遺往生伝』

又朱雀院太上皇帝、有二御葉事一、大法師筮云「御惱可二平復一。但明年可レ有二火事一者。其後柏梁殿燒亡了。

歴博本

又三箇年籠二於台山之楞巖院一。為二六道衆生一、毎日奉レ読二六箇部

之法花^一、毎夜勤^二修六千返之礼^一、并三時供養法^二之間、不動火界真言、毎日六千返也。自余行法、雖^レ多不^レ違^二委注^一。但使者出現、打^レ鐘採^レ花汲^レ水等、奇異之事、驚^二人之耳目^一矣。

『拾遺往生伝』別伝

又三箇年籠^二於台山之横川^一。為^二六道衆生^一、毎日奉^レ誦^二六部法花^一、毎夜勤^二修六千返礼^一、并三時供養法^二之間、不動火界真言、毎日六千返也。自余行法、不^レ違^二委注^一。但使者出現、打^レ鐘採^レ花汲^レ水等、奇異之事、驚^二人之耳目^一矣。

歴博本

又於^二金峯山^一安居行業。修了還向之路、欲^レ宿^二丹治坂下人宅^一之時、家女悲泣。問^二其故^一、女答云^二「婦夫腹中服^レ滿^三。三年辛苦。遂以已歿。已^レ經^二三日^一」。大法師殊成^二其哀^一、乍^レ立加持。令^二蘇生^一之間、其腹中汗穢不淨、令^二護法踐出^一之處、鼻香滿^レ室、隣人嗅迷矣。即以蘇生了。

『大法師淨蔵伝』

又於^二金峰山^一安居薰修。已了還向之路、宿^二丹治坂下人屋^一之時、家女悲泣。問^二其故^一、答云^二「妾夫腹中脹滿。三年辛苦。遂以亡没。已^レ經^二三日^一」。法師殊成^二矜哀^一、乍^レ立加持。令^二蘇生^一之間、教^二護法踐^二其腹^一、迸^二出汗穢之物^一、鼻香滿^レ室、隣人迷悶矣。

歴博本

又円成寺修^二式^一殿上法師卅九日^一。羯磨座殿上法師有^二數十^一。其中見^二能淨^一示^二諸經^一云^二「件能淨忽焉可^二頓死^一者、出^二大門^一乘^レ車則死了。

『日本高僧伝要文抄』

又円成寺修^二或殿上法師四十九日^一。羯磨坐殿上法師有^二數十^一。其中見^二能淨君^一示^二諸僧^一云^二「件能淨忽焉可^二頓死^一者、乘^レ車出^二大門^一則死畢。

以上の箇所では歴博本と他の浄蔵伝はほぼ同文又はかなり似ていることがわかる。しかし、本稿では例示は割愛するが、歴博本と他の伝はいずれも異なる箇所も併せ持っていることにも注意する必要がある。

三、二 誤字・脱字

その一方で、歴博本には残念ながら多数の誤字と脱字がある。例えば、左のように他伝と比較すると、誤字であることが明白である。

歴博本

大法師暫置^二如意^一之^二本尊護法可^二繫縛^一者、如^レ事撰縛打^二着^レ礼當柱^一。

『扶桑略記』

爰浄蔵暫置^二如意^一、作^二本尊印^一、狂人被^レ縛。終夜打^二着^レ礼堂之柱^一。

『大法師浄藏伝』

于時法師暫閑^レ如意^二曰「護法侍者可^レ撰^三縛惡人^二者、其言未^レ盡縛^三着礼堂^二之柱^一」

また、次の箇所は脱字としては最も著しい。これは、伝の終盤で中国の名僧鳩摩羅什を引き合いに出して、浄藏が破戒して子を儲けたことを、浄藏は凡人では無いため、「不可測量」である、という理屈で正当化する場面である（35）。

歴博本

聖人所^レ作不^レ可^レ効^レ之、不^レ可^レ測^レ量^レ者^レ也。尋^三之異国^一、天竺羅什三藏「脱字力」曰「大法聡明超悟、天下無^レ一。何可^レ使^三法種少^二。則遂^二以^レ伎女十人^一、通令^レ受^レ之。爾後不^レ住^三僧房^一、別立^三解舍^二。諸僧多効^レ之。什聚^レ針盛^レ鉢、引^三諸僧^一謂^レ之曰「若能見^レ効^レ食^レ此者、乃可^レ畜^レ室耳」。挙^レ上進^レ針、与^三常食^一不^レ別^レ食。諸僧愧服乃止。天竺沙門以^三鉢針^一朝齋飯、日本闍梨以^三口火烧^二法衣^一。身業之犯、各有^二二子^一。兩朝聖人觸^レ事所^レ作更^レ以難^レ量。豈同^二猶凡流^一哉。

『大法師浄藏伝』（※□は欠損）

聖人所^レ為^レ□□量也。尋^三之異国^一、天竺羅什三藏有^二二子^一。姚興以□□所^レ進也。一交而生^二二子^一□。興常謂^レ什曰「大師聡明、天

下無^レ二、何可^レ使^三法種不^レ嗣^一。遂以^二伎女十人^一逼令^レ受^レ之、爾後不^レ住^三僧房^一、別立^三淨舍^二、諸僧口効^レ口。什聚^レ針盛^レ鉢、引^三諸僧^一謂^レ曰「若能^レ見^レ効^レ□□之者、乃可^レ畜^レ室耳」。因挙^レ鉢進^レ針、与^三常食^一不^レ別也。諸僧愧服乃止、戲乎天竺沙門以^三鉢針^一期齋□、日本闍梨以^三口火烧^二法衣^一。身業之犯、各有^二二子^一。□朝上人觸^レ事所^レ作更^レ以回^レ測、豈同^二凡緣^一哉。

『日本高僧伝要文抄』

聖人所^レ作不^レ可^レ効^レ之、不^レ可^レ測^レ量^レ者^レ也。尋^三之異国^一、天竺羅什三藏有^二二子^一。姚興召^三宮女^一所^レ進也。一交而生^二二子^一焉。興常謂^三羅什^一曰「大師聡明超悟、天下無^レ二、何可^レ使^三法種少^二。遂以^二伎女十人^一、通令^レ受^レ之。爾後不^レ住^三僧坊^一、別立^三解舍^二。諸僧多^レ効^レ之。什聚^レ針盛^レ鉢、引^三諸僧^一謂^レ之曰「若能^レ見^レ効^レ食^レ此者、乃可^レ畜^レ室耳」。因挙^レ止進^レ針、與^三常食^一不^レ別^レ食。諸僧愧服乃止。天竺沙門以^三鉢針^一期齋飯、日本闍梨以^三口火烧^二法衣^一。身業之犯、各有^二二子^一。兩朝聖人觸^レ事所^レ作更^レ以難^レ量。豈同^二於凡流^一哉。

歴博本は「天竺羅什三藏」の直後に「曰大法聡明」と続けるが、この間にはやや長文の脱字があるとみられる。『大法師浄藏伝』該当する箇所には、「有^二二子^一」。姚興以□□所^レ進也。一交而生^二二子^一□。興常

謂レ什」と、『日本高僧伝要文抄』には「有ニ三子」。姚興召ニ宮女ニ所レ進也。一交而生ニ三子ニ焉。興常謂ニ羅什」と、ほぼ同文同内容が存している。また、歴博本にもし脱落が無いとすると「曰大法聡明・・」を羅什自らが発言したことになってしまう。この発言は羅什をして女犯せしむる事情を説いたもので、姚興の言葉で無ければ文意が成立しない。よって、この箇所は脱落があると見なすべきである。当該箇所の字数は『大法師浄蔵伝』ならニ二字、『日本高僧伝要文抄』なら二十三字である。両者一字の違いがあるが、これ以降、『大法師浄蔵伝』より『日本高僧伝要文抄』の方が歴博本に近いことが見て取れるため、恐らく『日本高僧伝要文抄』と同文を以て歴博本の脱落を補填できよう。

この脱落の理由は判然としないが、先に述べたとおり文意が成立しないことは明らかのため、意図的な削除とは考えられない。書写時の目移りだろうか。脱落が生じた時期も、谷森の書写段階か、或いは原歴博本成立時なのか、それ以前なのか不詳である。歴博本は全体に誤脱が見られるとは言え、この脱落は歴博本中でも最大である。

このように、歴博本には誤脱が複数確認できる。次章での翻刻においては、確認できた誤脱は全て掲げている。

三、三 他伝の欠損の校訂

他方、歴博本の誤脱を他伝によって明らかにするだけでなく、他伝

の欠損を歴博本によって校訂することもできる。

歴博本

又父相公者本朝賢人也。仍能知_二憂喜廻環之理_一、亦弁_二榮悴紀纏_一之_{（由脱之）}。加以、神經怪牒之秘調、精_三蘊於壇台之奥_一、易象爰変之徵事、已照_二於韋竹之編_一。是以記_二革命之期_一、奏_二表於當時皇_一。定_二剋賊之運_一、送_二書於菅丞相_一。事之變革、毫末無_レ違。是則又我嚴父也。

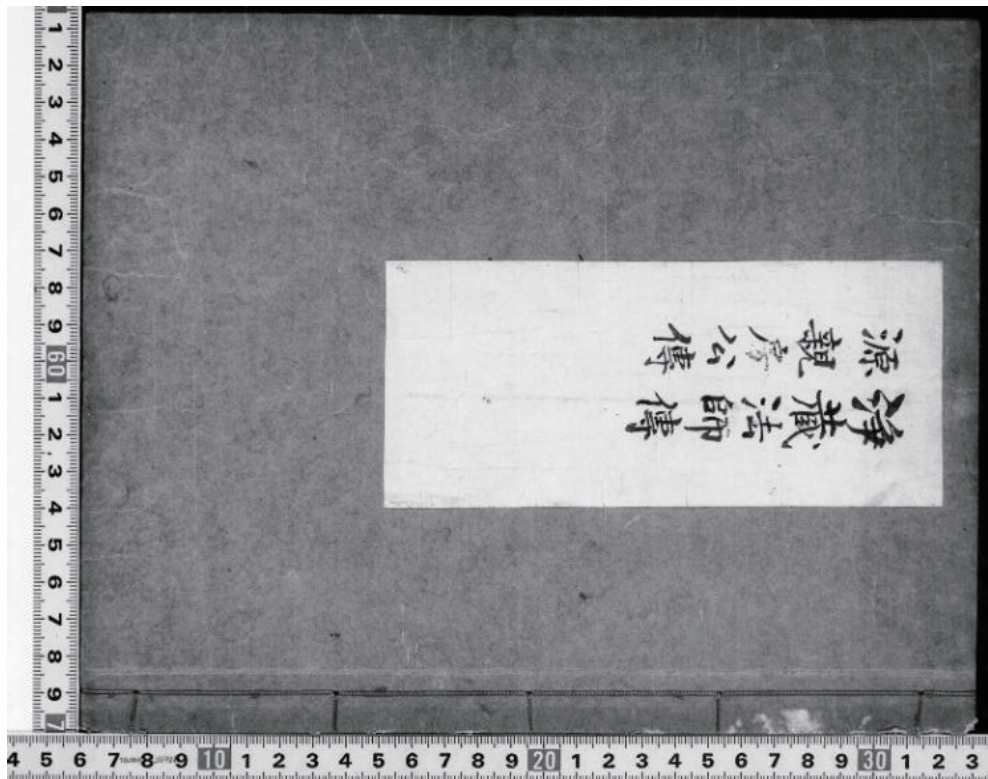
『大法師浄蔵伝』

嚴親相公者本朝賢哲也。仍能知_二憂_一□□環之理_一、又弁_二榮悴紀_一之由_一。加以、神經怪牒之秘詞、蘊_二於壇台之奥_一、易象爰変之徵事、已照_二於韋竹之篇_一。記_二革命之期_一、奏_二表_一□□時皇_一。定_二剋賊之運_一、送_二書於菅丞相_一也。事之□□、毫末無_レ違。是又我嚴父也。

この箇所は『大法師浄蔵伝』と歴博本がほとんど同文であるが、他の浄蔵伝には存在しない。『大法師浄蔵伝』の最善本である奈良博本には、□で示した欠損が多く読解しがたいが、歴博本により校訂することができる。また、奈良博本『大法師浄蔵伝』には「弁_二榮悴紀_一之由_一」と「秘詞、蘊_二於壇台之奥_一」の二文字分の欠字があるが、歴博本はそれぞれ「纏」字、「精」字を充てており、ここでも『大法師浄蔵伝』を歴博本に

よって補うことができる。或いは、『大法師浄蔵伝』の祖本の系統で判読不可能となっていたものだろうか。但し、先述のとおり歴博本には、誤脱が多く、この箇所も一部意味が不明瞭な点には留意する必要がある。以上、歴博本と他伝との関係から歴博本の特色を述べた。歴博本には、他のどの伝とも、相互に類似した箇所がある。しかし、歴博本そのものには、誤脱が多数あつて善本とは言い難い。とは言え、他伝の欠落を読み解く、手がかりを提供することも、また事実である。そして歴博本は、現存最古の浄蔵伝の姿を伝える可能性を秘めた、浄蔵研究に進展を促し得る存在なのである。

四、歴博本『浄蔵法師伝』 影印



浮藏法師傳
大法師諱浮藏俗姓三善朝臣石京人也父參
議徙四位上守宮內御要捕鷹推守清行浮藏
是清行第八子也母清嶺城皇帝孫也母夢天
人來入懷中覺後幾无有身月滿期來誕生之
時其母胎內安穩不似倒產生之之後及三
歲被探岐嶽意異他兒何又殊鐘愛如得帝珠
僅及四歲程令讀千字文類悟拔萃別一知二
爰齡到七歲志寄三寶遂拜儒林連枝之辟竊
隨手數復露之筆枕巖泉之流臥於松岫之雲

山林棲蹤佛法寄志不角俗累只任禪場又度
之雖捕留曾不止任離近尋之旨命於兒童
云欲奉仕三賢者為我可現其驗若有其揭焉
之驗則當任法本意者兒童各如教有可仕
於三賢之緣者可顯靈驗千時云月也庭前有
梅樹其花開敷愛兒童以護法令折落其枝也
又感候滯然不制修行其後熊野金案靈窟驗
洞四遠八方莫不運步莫不寄身吹同學同是
勒管綯不返或讒居於桐荷山之際谷不食入
知歷數月之間只以使者護法令搯花汲水共

被雅德懋時於丈或秦熊野之間熊野河水
已院熊無人渡躬其時自然小船出來截流得
懷是皆護法之所作也還從熊野系於松尾社
傍安居之間同以護法令拈松枝而用之也事
了之後出於京治之途慮外過於稱定法皇之
御行即被召取為其弟子時年十二登壇受戒
即以靈首舍有清涼房云昭律師為入室弟子
復三紹大法諸尊諸天等別法復授法律師啟
無秘藏悲以渴耗了又悉量看隨大惠大法師
而習字了大惠大法師是安然和尚入室弟

子也。爰大法師依如絲竹之曲調，潮瀆悲誓之音韻，又周梨城河左大臣時，為管壑相靈有所說，憫目茲多猜，智行具足，諸僧雖令加持，常無其驥內快奉十禪師相應，仰檀車久然而為怨。怒靈丁寧不加，持於他僧者，雖有數十，更以無益。爰大法師，至向加持，其日平時許丞相，怒靈顯，然徒五石耳。出現音韻，則謂於父卿云：不信尊爾，教誦既得，配流左降之重罪，恩德之深，何以報哉？年无犯，由訖愁於帝尺之虜，已蒙其裁，許欲報怨敵之間，尊爾男洋，贖欲降伏，撐

得可早制此云：自茲密久住靈異，示送之心。大法師見了，漸及晚景，虫去了，即彼大臣，覿咄伴逐相室家者，禪定法皇之小妹也。明日法皇成御行，爰傳奏上件奉太以勅當大法師，還乘英妻，麻楞嚴院，應三箇年，其間行法，驗德異業，不皇奏法，但留管靈影，像四季陣香樂也。年中時，又三箇年，籠於台山之楞嚴院，為六道衆生，每日奉讀六箇部之法苑，每夜勤修六千處之，礼拜苑三時，供養法之間，不動火界，真言每日六千處也。自餘行法，雖多不皇奏法，但使者出

運命之有限徒七日洗手嗽口向西急禱斷以
入滅仍燒葬但燒葬之處煨燼之中其名不燒
以之呀納於松燈也然則父卿已非九流又傳
法師云昭律師勒斡亭子院降伏恚之間真諦
佛心靈變輪故出現於爐壇之邊以衫拈入爐
中燒損其身修茲了後為律師成怨心然而不
能說憫尺時々現寂小法師飛從踏宵下來律
師見其飛之時已有怖畏心神不測千時大法
師加持攝傳其後曾無氣分晏然手復去昭律

現打鐘搯花汲水等奇異之事驚人之耳目矣
又看新縫袈裟縫口火出燒失其袈裟不燒他
所着衣服尋其案內不淨女人裁縫之可致也
未畢三年之間依京極更衣可惱之事有大師
禪定該皇之召固憐不進敬然而依難亦度々
宣旨擬臨向之程本尊讀法先以歌向攝傳手
愈相次奔進之處該皇看於法服先以禮拜又
糸於熊野之道間暗知父卿可歸下泉之由從
中路還向已過滅後之九日悲嘆加持之處於
指中瘰生看位袍而禮拜為子孫示遺言多如

以馮純又唐僧長秀又其行波斯國之時漂蕩
海路寄於燈籠嶋邊葦中歷週自徑數月爰風
大為變故胸病適得慮外之便船到看入煙
之邊高件病弥增若痛熾感乎愈雞朝之間自
然來於本朝依奉次陳示病由於天台座主之
增命僧正辯觀禪正命弓我朝駁者有十八共
中以笈三駁者淨藏乞加持之手時大法師以
藥師真言百八遍加持令除愈了長秀感歎云
我朝勝於印度佛法感驗甚以顯然其出來有
如吹之人吹來海別嶋聖人來坐也希有哉々

足無芥一三依如事知在一二之由孫以
感歎也事又或人各有事次兩三相共如倒
入之師視之奉爾宣禪房事抵其日開喉損一
切物仍人申本尊之靈夢想告云依誘聖人
以襟師如來十二神依念并護當于子神宿直
之日共呼為也云乃即以諮詢之嚴答云若
子神所為奪早可停止云云其後無件害矣又
橫川楞嚴院僧延豐頗有區調者也仍大法師
山厨施煙霞障障日之間可謂送齊敏之由示
於延豐延豐攝無合未之由錄封尸而去丁其

後大法師護法取出定豐呀納置於搆掩之白
朱三石不遺一粒蒔撒於彼房四面地迤山
上了爰定豐還來云何有如坎之事乎云大
法師答云已稱无合朱之由有何自朱可被蒔
撒乎加以如例看搆掩先隔屋中錄子全懸而
无闌然則蒔故之事不可信云云自茲定豐再
三懺悔則以護法令捨集不留一粒於地上如
牟尼令壞入於搆掩又了抑无搆掩之闌闔已
有烟朱之出因奉希有何以加焉定豐已感幸
忽起遁心以件未斂馳疑儒希也又慈覺大師

擴川希駕如法經安置即名如法堂以國內高
峯有德之神達焉身護者各以丹屬大法師希
佐件堂依雪樺積不下高欄於上小使忽焉无
明照曜其光明中有束帶魏文之人貴人變色
瞋目良久不言瞻大法師言依大師之遺誡國
內神明守護件徑今日賀茂明神之日也欲德
不淨之將來戒聖人之所作也不可准凡人仍
无術更迴何計故幸了則不見其形大帥遺誠
不違之旨大法師不允人之告希有又希有
也又因成寺修式及上法師卅九日羯磨座殿

此法師有數千其中見能淨系諸徑云件能淨
忽爲可傾死者出大門乘車則花了又歸中安
行勳官史部系入示云汝有女品相可用意者
如事關女品拜參河寺矣九躡密甚覺管信天
又易道十至占相教化醫通務驗陀羅尼音曲
文章檀冬亦藝惠以披華又自去年月大法師
寺同法僧云真智闕亦共泰從崇福寺徑三箇
日退指竹生鳴奈向之途於三津邊大法師云
寄感人名相戲乞食爰件宅駁仕女置少米折
數角持來與之平時大法師黔口云云之間持

折教之女更不懈勵強而直云受人男忽爲
去表屈膝而謝大法師雅忍懺謝誠於護法云
畢可免云云同女猶被免捨折數而走了宅云
男成隨喜賺渡船道看控竹生鳴了列於彼嶋
徑三箇日乘船還來之間湖止大法師云云我
文日來而控撫現靈社隨分厥勸若有感喜者
可令成一厥考引以杖誓云君有感喜則以杖
杖拋下湖中不入湖水可至湖上云云拋下之
處件杖從湖上離水登夏一評大其駭愕爲同
行感動視聽稱讚矣又於金峯山安居行業修

内親王煥於腰痛不堪起居及于三年夏大納言藤原元方卿勸別當為令終不動觀伏法以降彼病請大法師列于舟三及十三日之間大法師從日中之時出堂云公王病令平伏于云隱掖驚見掖帳榻而起云其驗揭寫衆咸稱云曼垂直也人皆知出堂亦以多有又南流親王將除病之法而經三月之中間親王薨逝于時大法師豫作法按律儀以不動火界呪而八遍加持親王云賴生而看法服致禮拜大法師事了退出之次示伴儀云次親王

了還向之路欲宿丹治坂下人宅之時家女悲泣同其故女答云婦夫腹中服滿三年辛苦遂以已破已徑三日大法師殊成其家乍更加持令賴生之間其腹中汗穢不淨令護法踐虫之處見香滿室隣人喚速矣即以賴生了又大法師於熊野之時早已無伴成各作之陋質行於和泉國南湓狹涂泥之路騎馬之人四五人許令騎馬教尺令蹴懸泥水於大法師唯然敬无惡心相過之間伴騎馬人之後馬墜陷於深泥之中是則護法降伏放逸衆生者也又醍醐

奔過是定業也然而為顯法驗可令極生也爰
僧徒四箇日結願他行之後遂以晝進又厭願
先帝仙名夜大法師為梵香之香頭也比坐平
塞岳之云頌曲頌以木倒云云欲殿上羅出幸
墨來向大法師房撥人必忠宣者云以坎酒辭
未勸定觀彼師未可令侍習今夜梵香之燭曲
後之勒仕者平塞臥坎宣者獻雞無極又仁和
寺標冠禽大法師為唱職成梵曲之間頭中將
藤泉朝成風嘔稱讚大法師奇思嘔了妄亭子
系八親王感嘔曲諸大法師授禮物都杯酒之

次大法師示觀王甚稱有契即召件刺成同伴
嗅香入深如何爰朝成程伏謝甲已過失者也
天慶三年四月廿二日於橫川為調伏救凶逢
首事將門限三日勤務大威德法修中將門
帶弓箭至披燈明之上人見驚之間流鏑之
聲指東出了二七日了大法師為待賢門講師
其日將門軍入京云云殿上階下東西二床懸
以驗勸大法師即令奏為令進將門看則如
其言也其首不入朱雀院太上皇帝依有津藥
之事空問册巫於大法師之處占云於時凶早

可有平伏死但明年可有火事致者其後招深
殿燒亡了又大法師住天谷金輪院之時早朝
相示云成道寺有燒亡之事免已總相遠康免
寺燒亡長谷寺燒亡亦率同以如坎又於同院
修三時行法之處令奉供香火兼奉人偷兩
他行仍召求不來遂之之間大法師云護法可
置香火之由宣示之時縱香煙起火忽燃出見
聞上下禮拜隨喜不可毛舉焉又長谷寺為云
丹尊師勒修其事之間後伴賀國糸入之男楨
掖大刀狂吼破毀害堂中之人大法師暫置如

意之本尊護法可擊殲者如奉攝智者着礼當
檢終夜無動靜界之後伴男長以平伏了亭子
亂殿上法師寬袴示雜事還去之處其背吟歸
云不敬可滅可勒除陀念佛云經一月之後
已了又中尊法師又見其歸去背吟歸云相會
之事只坎度許也已逝之期已以近云云歸
後十餘日早已了又中尊見坎事問答云汝有
實相定版國師免俱壽世也懇切祈請三寶
過免云二者必死之事也无過已逝了又天曆
之間大法師寄住於八坂寺于時卿相重臣未

紫贖答云數十人羣集之次見八坂寺塔法觀
峙指乾方傾斜命云塔傾方者不安云多而坎
塔向玉城而傾云之間大法師云年來欲直
之塔也者集審上下可如料物之田各相定之
爰大法師云不可必用物云集會上下皆知
以驗可直之由爰又大法師云今夜直試者衆
庶聞了各以還向其後大法師以冥時許望於
露地向塔方如其加持還本呀但帚子法師仁
當聿依奇恠寄眠於塔徘徊度中子剎許彼乾
方按風來吹動塔墜其響鐸聲簫動搖和鳴大

衣雖知塔之穉直而依瞻未見直否之辭終霄
不審達旦得明已見其塔穉直之辭了因爲庫
車數輿貴公香私細馬蒙家帝惣上御下品雲
集礼拜隨喜各稱希有之希有也又天曆年中
大法師住於八坂之間強盜數十人燃火帶
弓箭亂入徒牀起之度而不動前後不覺曾无
言諾夜鬼衝闌乘明之程大法師可免之由申
於本尊之時各得解脫作礼而云又天曆之代
大法師爲足類勒伏佛名之導師看礼盤之時
宣昔云今夜導師作法以手調之音調可仕者

宣旨孫礼仙之頃以英看綢仕間御帳之内有
爭聲穴種之間音韻暗叶不堪感歎則德御衣
漸尋事情為誠大法師之管絃調筆於平綢隱
置呀示仰也以樂器調得猶以難矣何況暗以
出其綢子之看程更所人之不知也希有也管
絃殊勝奉朝絕編又大法師常詔曰我今復有
何幸哉其由者三度得希有之礼拜也所謂序
子禪定法皇者即位之首受四海之灌頂為日
卒之入道今受三誓之灌頂為月輪之主是則
我大帥也而京極更衣可憫之時依流宣為

加持擬奉入之間奉尊護法先以歌向撰傳乎
愈因之相次奉入之歲大法師法皇威儀安詳光
以拜礼嘆天父相公有奉朝賢人也仍能知愛
慕迴環之理為辨榮輝紀程之加以神徑臨膝
之秘調雅蘊投壇雲與易象為愛入徽事已
照於章竹編是以祀革命之朝奏表於當時
皇宅劫賊之運送書於管丞相奉之慶章聖宇
無量是則又成嚴父也而地行之程相勾入藏
徑云箇日還向如其加持已以藏生希希位祀
而成礼拜其種主之慶歷七箇日遂以覺越為

頭佛法之威曠更以種生為赤運命之定業選
 又遷化前生後世何有如坎之事故不勸明玉
 能定六月後掩於我朝出現傳系後代之人
 令知如來本誓之賢能耳又受法師玄昭律師
 為真憐憫正靈有共惱之辜于時赤子加持楯
 徇其後曾无氣分晏然无恙仍律師除尊室看
 法服而致禮拜其押律師者慈覺大師之入室
 駕耗芥子三部秘諸阿闍梨知行具足之人也
 然則依坎三度之禮拜已窮一期之運命自餘
 榮耀懷有殫胡卒者但齊生之子有男子二人

歷代通鑑輯覽卷之六十六
 宋紀六十六
 天曆元年
 甲寅 梁周

矣一人出家入道大藝修驗異於他人修行
 次按與明早已逝一人者天曆之代切於昇殿
 寵幸殊甚隨亦管儀殿以无恥宣稱名曰市媼
 及于成人令列他及武都權大輔尤法朝總之
 子弟以名謂與老矣聖人所作不可劫之不可
 側豎者也尋之異圖天竺羅什三藏曰大法秘
 明詔捨天下无二何可使法種少則遂以仗如
 有人通令爰之尔後不住僧坊別立解舍諸僧
 多劫之什緊針感鋒月諸儒謂之曰若能見劫
 食琳香乃可畜室耳舉上進針與常食不別食

世宗顯德元年
 同平章事加侍直及殿前執事加有字息二人者出家修著
 一人者幼收異能事也為表部本輔大臣朝臣子

諸儒愧服乃止天竺沙門以針針朝齋教日本
 園梨以口火燒法衣身業之犯各有二子西朝
 聖人觸辜所作更以難量豈同猶允流哉天德
 之比本尊告命終之日為延其壽則祈申本尊
 奉讀金剛般若經令祈諸災摩王至其告日三
 日也思待其時設音樂修念佛而間儼會事
 風過數日還度徑五六年是則本尊轉定業允
 應和四事理時年七十四十一月十八日悲哉
 命之期亂至云云一日面刺許於東山雲居
 寺專住云念辨西急佛暴然遷化

右峰齋傳長曆三年僧度深蓋罵淨法寺一
 交切徑見定目錄紙背呼記也按元亨祝需淨
 天嶺傳不載有二子以為可惜故勾々罵取備
 買後考其字樣大畧致原本存古風也詳法寺
 又山看楞嚴時直為家改六七女字以檀案
 本行又身向阿僧伽關係之成生不難者以下
 機瑞賢為常也其所教余絕新稱也余天神類
 地然披稿求稱誓之神而可當冠豎民之改也
 自昔王氏中民息卻上師等血結和那賦復其
 其教唯泥外篇亦能寄肉篇也學密依神靈云

五、歴博本『浄蔵法師伝』 翻刻

〔凡例〕

○通行の字体を用いた。

○返り点や、句読点、引用符は読解の便宜のために私に付した。なお、歴博本の冒頭部分には返り点と読点が付されているが、翻刻では省略した。これらと、筆者の付した読点及び返り点は必ずしも一致しない場合がある。

○誤字には(□カ)、脱字には(□脱カ)、その他疑義がある場合には(マ)と傍注した。

○先に三・二にて指摘したように、本書には終盤にやや長文の脱字が認められる。当該箇所には「脱字カ」と表示した。

浄蔵法師伝

大法師諱浄蔵、俗姓三善朝臣、右京人也。父参議従四位上守宮内卿兼播磨権守清行。浄蔵是清行第八子也。母 嵯峨皇帝孫也。母夢天人来入懐中、覺後幾無有身。月満期来、誕生之時、其母胎内安穩、不似

例產生。々々之後、及三歳、性操岐凝、意異他児。仍父殊鐘愛、如得帝珠。僅及四歳程、令誦千字文、頗悟拔萃、聞一知二。爰齡到七歳、志寄三宝、遂辞儒林連枝之群、竊随斗藪発露之輩。枕巖泉之流、臥於松岫之雲。山林接蹤、仏法寄志、不留意俗寰、只住禪場。父度々雖捕留、曾不止住。邂逅尋之旨、命於兒童云「欲奉仕三宝者、為我可視其驗。若有其掲焉之驗、則當任汝本意」者。兒童答云「如教有可仕於三宝之縁者、可頭靈驗」。于時正月也。庭前有梅樹。其花開敷。爰兒童以護法令折落其枝也。父感涙漣然。不制修行。其後熊野金峯靈窟験洞四遠八方、莫不運步莫不寄身。此間學問是勤、管絃不退。或蟄居於稻荷山之深谷、不令人知。歷数月之間、只以使者護法令採花汲水。其形雖隱繼時供仕矣。或参熊野之間、熊野河水已沉漲無人渡船。其時自然小船出来。截流得渡。是皆護法之所作也。還從熊野参於松尾社、修安居之間、同以護法令折松枝而用之也。事了之後、出於京洛之途、慮外遇於禪定法皇之御行、即被召取、為其弟子。時年十二、登壇受戒。即以宣旨、令付清涼房玄昭律師、為入室弟子。受三部大法、諸

尊諸天等別法。爰授法律師、敢無「秘藏」悉以寫瓶了。又悉曇者、隨大惠大法師而習學又了。大惠大法師、是安然和尚入室弟子也。爰大法師依「知系竹之曲調」、朗「識悉曇之音韻」。又闍梨、堀河左大臣平、為「菅丞相靈」有「所託惱」。因「茲多請智行具足諸僧」、雖「令加持」、曾「無其驗」。內供奉十禪師相応、師擅年久。然而為「恐怨靈」、丁寧不「加々持」。於「他僧」者、雖有「數十」更以無「益」。爰大法師至向加持。其日午時許、丞相怨靈顯然、從「左右耳」出「現青龍」、則謁於父卿云「不「信」尊閣之教論」、既得「配流左降之重罪」。恩德之深何以報哉。今無犯由、訴「愁於帝尺」之處、已蒙「其裁許」、欲「報怨敵」之間、尊閣男淨藏、欲「降伏攝」⁽³⁶⁾縛。可「早制止」云云。因「茲密々注」靈異示送レ之也。大法師見了、漸及「晚景」出去了。即彼大臣薨逝。件丞相室家者、禪定法皇之小妹也。明日法皇成「御行」、爰伝「奏上件事」、太以勘當。大法師遙承「其事」、籠「楞嚴院」。歷「三箇年」、其間行法、驗德、異事、不「違」委注^{延喜年中事也}。但「凶」菅靈影像^也、四季陣「音樂」也。又三箇年籠於台山之楞嚴院。為「六道衆生」、每日奉「誦」六箇部之法花^也、每夜勤「修」六千返之禮拜、并三時供養法之間、不動火界真言、每日六千返也。自余行法雖「多不」違「委注」。但使者出現、打「鐘採」花汲「水

等、奇異之事、驚「人之耳目」矣。又着「新縫袈裟」、從「口火出燒」失其袈裟。不「燒」他所「着衣服」。尋「其案内」不淨女人裁「縫」之可「致也」。未「畢」三年之間、依「京極更衣」可「惱」之事、有「大師禪定法皇之召」、固辭不「進散」⁽⁴⁷⁾。然而依「難」乖「度々宣旨」、擬「臨向」之程、本尊護法先以影向、搦縛平愈。相次參進之處、法皇着「於法服」、先以禮拜。又參於熊野「之道間」、暗知「父卿」可「歸」下泉「之由」、從「中路」還向、已遇「滅後之五日」。悲嘆加持之處、於「棺中」蘇生、着「位袍」而禮拜。為「子孫」示「遺言」、為「知」運命之有「限」。經「七日」洗「手嗽」口向「西念仏」漸以入滅。仍燒葬。但燒葬之處煨燼之中、其舌不「燒」。以「之」所「納」於松隧⁽³⁷⁾也。然則父卿已非「凡流」。又伝法師玄昭律師、勤「修亭子院降伏法」之間、真濟僧正靈變「鵲形」、出「現於」爐壇之辺。以「杓」打「入」炉中、燒「損其身」。修法了後、為「律師」成「怨心」。然而不「能」詫惱。只時々現「最小法師形」、從「暗宵」下來。律師見「其形」之時、已有「怖畏」、心神不「例」。于「時」大法師加持撰縛。其後曾無「氣分」、晏然平復。玄昭律師弥致「尊重」、着「法服」而禮拜。開「真言之秘藏」悉以寫瓶。又唐僧長秀父其、行「波斯国」之時、漂「蕩海路」。寄「於燈籠島」邊藻中一座。廻自經「數月」。爰風太為「變」、重散「胸病」。適得「慮外」之便船、到「着

人煙之辺裔。件病弥增。苦痛熾盛。平愈難期之間、自然來於本朝、依事次、陳示病由於天台座主之增命僧正諡号。僧正命云「我朝驗者有二十人。其中以第三驗者淨藏、令加持之。于時大法師、以藥師真言百八遍、加持令除愈了。長秀感歎云「我朝隣於印度。佛法威驗甚以顯。然其出有來有如此之人」。此東海別島聖人來坐也。希有哉、々々々。定無第一二歟」。如事知下在二二之由上、弥以感歎延喜年中也。又或人々云カ「有事次兩三相共、如例人之師祖之事、開宣禪房一事上。從其日、鼠喰損一切物。仍々人申本尊之處、夢想告云「依謗聖人、以藥師如來十二神、依令守護、當于子神宿直之日、其所為也」。云云。仍即以諮詢之處、答云「若子神所為者、早可停止」。云云。其後無二件害一矣。又横川楞嚴院僧延豐頗有温潤者也。仍大法師、山厨絶煙霞滄隔日之間、可調送齋飯之由、示於延豐。延豐稱無合米之由、鎖封戸而去了。其後大法師、護法取出延豐所納置於韓櫃之白米三石上、不遺一粒、蒔散於彼房四面地近辺山上。爰延豐還來云「何有如此之事乎」。云云。大法師答云「已稱無合米之由、有何白米可被蒔散乎。加以如聞者、韓櫃并隔屋等、鎖子全懸而無開。然則蒔散之事、不可信」。云云。因茲

延豐再三懺悔。則以護法令拾集、不留一粒於地上、如本納令填入於韓櫃又了。抑無韓櫃之開闔、已有納米之出内事、希有。何以加焉。延豐已感事、忽起道心以件米飯施衆僧者也。又慈覺大師横川書寫如法經、安置即名如法堂。以国内高名有德之神達、為守護者各以付属。大法師參住件堂。依雪深積不下高欄於上小便。忽焉光明照耀。其光明中、有二束帶魏々之人。貴人變色曠目良久不言。瞻大法師言「依大師之遺誠国内神明守護件經。今日賀茂明神之日也。欲懲不淨之將來、我聖人之所作也。不可准凡人。仍無術。更廻何計哉」。事了則不見其形。大師遺誠不違之旨、大法師不凡人之告、希有之又希有也。又円成寺修威力式殿上法師卅九日。羯磨座殿上法師有數十。其中見能淨前カ示諸經云「件能淨忽焉可頓死」者、出大門乘車則死了。又野中安行為後カ官史部一參入、示云「汝有五品相。可用意」者、如事関五品、拜參河守一矣。凡頭密、悉曇、管絃、天文、易道、卜巫靈カ、占相、教化、医道、修驗、陀羅尼、音曲、文章、種々才芸、悉以拔萃。又以去年月、大法師与同法僧玄真智洌等共、參於崇福寺。經三箇日退、指竹生島。參向之途、於三津辺、大法師立寄或人宅、相戲乞食。爰

件宅駈仕女、置_レ少米折敷角_一、持来与_レ之。于_レ時大法師黙口、立去之間、持_二折敷_一之女、更不_二傾動_一、強而直立。爰主人男、忽焉出来、屈_レ膝而謝。大法師難_レ忍_二懺謝_一、誠_二於護法_一云「早可_レ免_二云云。問女縛被_レ免、捨_二折敷_一而走。宅主男成_二隨喜_一、（乘之）渡船_一、道着_二於竹生島_一了。到_二於彼島_一、經_二三箇日_一、乘_レ船還来之間、湖上大法師命云「我_レ戈_レ日來宿_二於権現靈社_一、随分成_レ勤。若有_二感喜_一者、可_レ令_レ成_二一驗_一」云云。以_レ杖誓云「若有_二感喜_一、則以_二此杖_一、抛_二下湖中_一、不_レ入_二湖水_一、可_レ立_二湖上_一」云云。抛_レ下之處、件杖從_二湖上_一、離_レ水登立_一許丈。其驗揭焉。同行感動視聽称讚矣。又於_二金峯山_一安居行業。修了還向之路、欲_レ宿_二丹治坂下人宅_一之時、家女悲泣。問_二其故_一、女答云「婦夫腹中服（服カ）滿。三年辛苦。遂以已歿。已經_二三日_一」。大法師殊成_二其哀_一、乍_レ立加持。令_二蘇生_一之間、其腹中汗穢不淨、令_二護法踐出_一之處、鼻香滿_レ室、隣人嗅迷矣。即以蘇生了。又大法師參_二於熊野_一之時、单已無_レ伴成_二客作_一之陋質上、行_二於和泉国南、溢狭涂泥之路_一。騎馬之人四五人許、令_二騎馬数足_一、令_レ蹴_二懸泥水於大法師_一。雖然敢無_二怨心_一。相過之間、件騎馬人々、從_レ馬墮_二陷於深泥之中_一。是則護法降_二伏放逸衆生_一者也。又醍醐内親王、煩_二於腰病_一、不_レ堪_二起居_一及_二于三年_一。爰大納言藤原

元方卿、為_二勅別当_一。為_レ令_レ修_二不動調伏法_一、以降_中彼病上、請_二大法師_一到_二于再三_一。及_二二十三日_一之間、大法師從_二日中之時_一、出_レ堂云「公主之病令_二平伏_一了」云々。陪從驚見、堀_二帳柱_一而起立。其驗揭焉。衆庶称云「是匪_二直也人_一。暗知出_レ堂、亦以希有」。又南院親王、修_二除病之法_一、而經_二三日_一之中間、親王薨逝。于_レ時大法師讓_二作法於伴僧_一、以_二不動火界呪百八遍_一、加_二持親王_一。々々蘇生而着_二法服_一、致_レ礼_二拜大法師_一。々々事了、退出之次、示_二伴僧_一云「此親王命過是定業也。然而為_レ頭_二法驗_一、可_レ令_二蘇生_一也」。爰僅經_二四箇日_一、結願他行之後、遂以薨逝。又醍醐先帝仏名夜、大法師為_二梵音_一之音頭也。比坐平塞、密々云「頌曲頗以不例」云云。從_二殿上_一罷出、平塞来_二向大法師房_一。藏人公忠宣旨云「以_二此酒酥等_一勸_二定額法師等_一。可_レ令_レ伝_二習今夜梵音之頌曲_一後々勤仕上_一者、平塞聞_二此宣旨_一、恥難無_レ極（恥カ）。又仁和寺桜花会、大法師為_二唄職_一成_二甚曲_一之間、頭中将藤原朝成、聞_レ唄称_レ誤。大法師奇思唄了。爰亭子第八親王、感_二唄曲_一、請_二大法師_一授_二被物_一勸_二杯酒_一之次、大法師示_二親王_一、甚称_レ有_レ興。即召_二件朝成_一、問_二件唄音之誤如何_一。爰朝成理伏謝_二申己過失_一者也。（九四〇）天慶三年正月廿二日、於_二横川_一為_レ調_二伏叛凶逆首平将門_一、限_二二七日_一勤_二修大威德法_一。修中、

將門帶_二弓箭_一、立_二於灯明之上_一。人々見驚之間、流鏑之声指_レ東出了。二七日了。大法師為_二待賢門講師_一。其日將門軍入京云云。殿上階下東西二京悉以騷動。大法師即令_レ奏云「令_レ進_二將門首_一者、則如其言_一、進_二其首_一了。又朱雀院太上皇帝、依_レ有_二御藥之事_一、令_レ問_二易_一巫_レ於大法師_一之處、占云「於_二御惱_一早可_レ有_二平伏_一歟。但明年可_レ有_二火事_一歟」者。其後柏梁殿燒亡了。又大法師、住_二天台金輪院_一之時、早朝相示云「成道寺有_二燒亡之事_一歟」。已無_二相違_一。東光寺燒亡、長谷寺燒亡等事、同以如_レ此。又於_二同院_一修_三三時行法_一之處、令_レ奉_レ供_二香花等_一承事人、偷閑他行。仍召求不_レ來遲々之間、大法師云「護法可_レ置_二香火_一」之由宣示之時、從_レ香煙起、火忽燃出。見聞上下礼拝随喜。不_レ可_二毛举_一焉。又長谷寺為_二正月導師_一、勤_レ修其事_一之間、從_二伊賀国_一參入之男、俄拔_二大刀_一狂乱、欲_レ殺_二害堂中之人_一。大法師暫置_二如意_一之_レ「本尊護法可_二繫縛_一」者、如_レ事撰縛打_レ着礼_當柱_一。終夜無_レ動。解界之後、件男長以平伏了。亭子院殿上法師寬修、示_二雜事_一還去之處、其背呼帰云「不_レ幾可_レ滅。可_レ勤_二弥陀念仏_一」云云。經_二一月_一之後已了。又中箒法師父、見_二其婦去背_一、呼帰云「相会之事、只此度許也。已逝之期、已以近々」云云。帰後十余日、早已了。又中箒見_二此事_一問、答云「汝有_二貴

相_一。定成_二国師_一歟。但寿卅七也。懇切祈_レ請_三三宝_一過歟。卅_二二者必死之年也_一。無_レ過已逝了。又天曆之間、大法師寄_二住於八坂寺_一。于_レ時卿相重臣朱紫貴客等、數十人群集之次、見_二八坂寺塔_一。法号法_觀寺也_{指_二乾方_一傾斜。命云「塔傾方者不_レ安」云云。「而此塔向_二王城_一而傾」云云之間、大法師云「年来欲_レ直之塔也」者、集会上下可_レ加_二料物_一之由、各相定之處、大法師云「不_レ可_二必用_レ物_一」云云。集会上下皆知_二以_レ驗可_レ直之由_一。爰又大法師云「今夜直試」者、衆庶聞了各以還向。其後大法師以_二亥時許_一坐_二於露地_一。向_二塔方_一加_二其加持_一、還_二本所_一。但弟子法師仁當、事依_二奇怪_一、寄_二眠於塔_一徘徊_二庭中_一。子刻許從_二乾方_一微風來吹動_二塔婆_一。其宝鐸窸動揺和鳴。太底難_レ知_二塔之端直_一、而依_レ暗未_レ見_二直否之体_一、終宵不_レ審。達_レ旦得_レ明、已見_二其塔端直之体_一了。因_レ茲庫車軟輿貴公香衫細馬豪家郎、惣上卿下品雲集、礼拝随喜。各称希有之希有也。又天曆年中、大法師住_二於夕_一八坂_一之間、強盜數十人、燃_レ火帶_二弓箭_一乱入。從_レ牀起立。強而不_レ動、前後不覺、曾無_二言語_一。夜更漸闌。乘_レ明之程、大法師可_レ免之由、申_二於本尊_一之時、各得_二解脱_一、作_レ礼而去。又天曆之代、大法師為_二定額_一、勤_レ仕_二仏名之導師_一。着_二礼盤_一之時、宣旨云「今夜導師作法、以_二平調之音調_一可_レ仕_一」者。宣}

旨從礼仏之頌以_レ其音調_レ仕間、御帳之内、有_レ箏声六種_レ之間、音韻暗叶。不_レ堪_レ感歎_レ、則給_レ御衣_レ。漸尋_レ事情_レ、為_レ試_レ大法師之管絃_レ、調_レ箏於平調_レ、隱置所_レ示仰_レ也。以_レ樂器_レ調得、猶以難矣。何況暗以_レ出其調子之音程_レ。更所_レ人之不_レ知也。希有也。管絃殊勝、本朝絶倫。又大法師常語曰「我今復有_レ何幸_レ哉。其由者_レ三度得_レ希有之礼拝_レ也。所謂亭子禅定法皇者、即位之昔、受_レ四海之灌頂_レ、為_レ日本之入道_レ。今受_レ三密之灌頂_レ、為_レ月輪之主_レ。是則我之大師也。而京極更衣可_レ惱之時、依_レ院宣_レ為_レ加持_レ擬_レ參入_レ之間、本尊護法先以影向、撰縛平愈。因_レ之相次參入之處、大師法皇威儀安詳、先以拜礼_レ其。又父相公者本朝賢人也。仍能知_レ憂喜廻環之理_レ、亦弁_レ榮悴紀纏之_レ。加以、神經怪牒之秘調、精_レ蘊於檀台之奧_レ、易象爻變之徵事、已照_レ於葦竹之編_レ。是以記_レ革命之期_レ、奏_レ表於當時皇_レ。定_レ剋賊之運_レ、送_レ書於菅丞相_レ。事之变革、毫末無_レ違。是則又我嚴父也。而他行之程、相公入滅、經_レ五箇日_レ、還向加_レ其加持_レ、已以蘇生。即着_レ位袍_レ而成_レ礼拝_レ其。蘇生之後、歷_レ七箇日_レ遂以薨逝。為_レ顯_レ仏法之威験_レ、更以蘇生、為_レ示_レ運命之定業_レ、還又遷化。前生後世、何有_レ如_レ此之事_レ哉。不動明王能延_レ六月住_レ之誓、於_レ我朝_レ出現。伝_レ示後代之人_レ、令_レ知_レ如來本誓之美語_レ。

耳。又受法師玄昭律師、為_レ真濟僧正靈_レ有_レ其惱之事_レ。于_レ時弟子加持攝縛。其後曾無_レ氣分_レ晏然無_レ恙。仍律師弥尊重着_レ法服_レ而致_レ礼拝_レ其。抑律師者、慈覺大師之入室写瓶弟子、三部秘渚_レ阿闍梨、知行具足之人也。然則依_レ此三度之礼拝_レ、已窮_レ二期之運命_レ。自余榮耀、復有_レ所期乎_レ者。但所生之子、有_レ男子二人_レ矣。一人出家入道、才芸修験異_レ於他人_レ。修行之次、於_レ奥州_レ早已逝。一人者、天曆之代、幼少昇殿、寵幸殊甚。随分管絃頗以無_レ恥。童稚名曰_レ市嫗_レ。及_レ于成人_レ、令_レ列_レ伯父式部權大輔大江朝綱之子_レ、即以名謂_レ興光_レ矣。聖人所_レ作不_レ可_レ効_レ之、不_レ可_レ測量_レ者也。尋_レ之異国_レ天竺羅什三藏_レ脱字力_レ曰「大法_レ聰明超悟天下無_レ。何可_レ使_レ法種少_レ。則遂以_レ仗女十人_レ、通令_レ受_レ之。爾後不_レ住_レ僧房_レ、別立_レ解舍_レ。諸僧多効_レ之。什娶_レ針盛_レ鉢引_レ諸僧_レ謂_レ之曰「若能見_レ効_レ食_レ此者、乃可_レ畜_レ室耳」。挙_レ上進_レ針、与_レ常食_レ不_レ別_レ食。諸僧愧服乃止。天竺沙門以_レ鉢針_レ朝齋飯、日本闍梨以_レ口火_レ燒_レ法衣_レ。身業之犯、各有_レ三子_レ。兩朝聖人触_レ事所作更以難_レ量。豈同_レ猶凡流_レ哉。天德之比、本尊告_レ命終之日_レ。為_レ延_レ其寿_レ、則祈_レ申本尊_レ、奉_レ誂金剛殿_レ若經_レ、令_レ祈_レ請炎摩王_レ。至_レ其告日_レ廿日也、且待_レ其時_レ、設_レ音樂_レ、修_レ念仏_レ。而間俄会_レ半風_レ。過_レ数日_レ、還復經_レ。

五六年^一。是則本尊軀^二定業^三歟。(九六四) 甲 応和四年^子時年七十四、十一月十八日、「悲哉。命之期既至^一」云云。廿一日酉刻許、於^二東山雲居寺^一、專^三住正念^一、對^レ西念仏、晏然遷化。

〔奥書〕

右浄藏伝、(一〇三九)長暦三年僧慶深書写浄法寺一切経見定目錄紙背所^レ記也。按^二

元亨釈書浄藏伝、不^レ載^レ有^二子^一。以為可^レ惜、故勿々写取備^二後考^一。

其字様、大略効^二原本^一、存^二古風^一也。浄法寺者比叡山首楞院中之一寺云 安政六七五写

種松

〔書込〕

歴代編年集成^{一名帝王編年記}、卷第十六村上天皇天曆八年甲寅。当^二大周世宗顯

徳元年^一。同年浄藏加持直^二八坂塔傾^一、乱行之後事也。有^二子息^一二人。

一人者出家修験者。一人者幼少昇殿寵幸者也。為^二式部大輔大江朝臣子^一。

おわりに

従来、浄藏の伝記は僅か数種類しか現存せず、しかも単伝は『大法師浄藏伝』のみが伝わるとされてきた。本稿で紹介した歴博本『浄藏法師伝』は、『大法師浄藏伝』とは異なる別種の単伝であつて、浄藏研究を新たな段階へと昇華させ得る可能性を秘めていると考える。

歴博本を浄藏研究に活用するためには、歴博本とはいかなるものか、という位置づけを明らかにしなければならない。そのための基礎的な作業として、本稿では、その概要を紹介し、若干の検討を加え、影印と翻刻を掲載した。今後、歴博本と他の初期の浄藏伝とを比較検討して、各伝記の相互の関係を説明することを試みたい。

歴博本の伝える浄藏は、加持や修法によつて、時に本尊の加護を受けたり、護法を使役したりしながら、強力な験力を發揮している。加えて数々の予言を的中させ、声明に秀でたという。また、山中での斗敷や安居などの修行の様相も描写されている。このように、総合的には多方面に長けた人物像を歴博本からは読み取ることができる。

一方で、「はじめに」で述べたごとく、浄藏は山林修行や修験道との深い関係を、語り継がれてきた人物である。そして詳細は稿を改めるが、『大法師浄藏伝』では、歴博本には存在しない、修験に関連し得る複数の記事を認め得ると考えている。つまり、歴博本より、『大法師浄藏伝』の方が、こうした性質はより一層濃厚なようである。だとすれば、浄藏はいつ、いかにして、山林修行、又は修験道との関係を深化させたのだろうか。或いはそれは、平安期から鎌倉期にかけての、山林における仏教の展開と、関係し得るのではないだろうか。

浄蔵という人物は、没して後も長く著名であったのは疑いない。一方で、例えば山林修行、修験道との関係のように、必ずしも常にイメージされる浄蔵像が一樣であったとは限らない。むしろ時代と共に浄蔵像は変遷していったと考える方が自然だろう。浄蔵とは何者か。この問いに答えるためには、その変遷の様相を辿って、解明していく作業が欠かせない。歴博本はその重要な手掛かりの一つとなるものである。

註

- (1) 『日本大蔵経 一七巻 宗典部修験道章疏一』日本大蔵経編纂会、一九一四
- (2) 堀大介『泰澄和尚と古代越知山・白山信仰』雄山閣、二〇一八
- (3) 『古代政治社会思想 日本思想大系8』岩波書店、一九七九
- (4) 浄蔵を扱った研究は次のとおり。築瀬一雄「浄蔵法師について―伝と説話より見たる―」（同『説話文学研究』三弥井書店、一九七四。初出は『国学院雑誌』一九四三年四月）。稲垣泰一「浄蔵法師と「浄蔵伝」について」（『説話』一、一九六八）。平林盛得「浄蔵大法師靈験考序説」（同『聖と説話の史的研究』吉川弘文館、一九八一）。山崎裕人「浄蔵法師蘇生説話に関する研究」（『説話』七、一九八三）。南里みち子「浄蔵法師の説話（一）―時平薨去の説話について―」（『福岡女子短大紀要』二五、一九八三）。同「浄蔵法師の説話（二）―蘇生説話について―」（『同』二六、一九八三）。同「浄蔵法師の説話（三）―『地藏菩薩靈験記』所収の説話について―」（『同』二七、一九八四）。同「浄蔵法師の説話（四）―浄蔵と文殊信仰―」（『同』二八、一九八四）。同「浄蔵法師の説話（五）―病者治療の説話―」（『同』三〇、一九八五）。同「浄蔵法師の説話（六）―浄蔵止住の寺に関連して―」（『同』三一、一九八六）。同「浄蔵法師の説話（七）―浄蔵と晴明伝承―」（『同』三二、一九八六）。同「怨霊と修験の説話』ペリかん社、一九九六。佐藤愛弓『真言伝』における浄蔵伝の形成について」（『名古屋大学国語国文学』九〇、二〇〇二）。嶺岡美見「空飛ぶ鉢―浄蔵の飛鉢説話成立背景をめぐって―」（『御影史学論集』三一、二〇〇六）。
- (5) 『大法師浄蔵伝』の書名については、最善本とされる奈良国立博物館本は外題を「浄蔵法師伝」、内題「大法師浄蔵伝」、尾題「浄蔵法師伝」としているため、「浄蔵法師伝」か「大法師浄蔵伝」か、いずれで呼称するかの問題がある。平林盛得氏や稲垣泰一氏らの先行研究では、「大法師浄蔵伝」を用いており、また歴博本『浄蔵法師伝』との区別のためにも、本稿では「大法師浄蔵伝」を採用したい。ただし、浄蔵研究の端緒となった築瀬一雄氏の研究は「浄蔵法師伝」とし、奈良国立博物館も本伝を「浄蔵法師伝」としてデータベース等にて管理されていることを付言しておく。『大法師浄蔵伝』の最善本を奈良博本とするのは、川尻秋生「平良文と将門の乱―『大法師浄蔵伝』所引『外記日記』逸文の検討―」（同『古代東国史の基礎的研究』塙書房、二〇〇三）による。
- (6) 川尻秋生前掲註（5）論文末尾の付記にて歴博本の存在が触れ

られているが、本格的な論及はされていない。筆者はこの付記によって歴博本の存在を知った。

(7) 「館蔵資料データベースの検索結果(詳細)」

https://www.rekihaku.ac.jp/up-egi/getdocd.pl?m=1&ti=172938&h=.hstory/w/11605426514_18400&c=h=1&p=param/syuz/db_param&o=1&k=20&l=&st=0&so=

(8) 高橋秀樹「田中穰氏旧蔵典籍古文書」所収の記録類について」(『国立歴史民俗博物館研究報告』七二、一九九七)。また、国有となる前の田中教忠所蔵典籍の目録である川瀬一馬編『田中教忠蔵書目録』(私家版、一九八二)にも、『浄蔵法師伝・源親房公伝』と掲載されている。

(9) 高橋秀樹前掲註(8)論文、川瀬一馬編前掲註(8)『田中教忠蔵書目録』。

(10) 平田俊春「扶桑略記の批判」(『私撰国史の批判的研究』国書刊行会、一九八二)。なお、『扶桑略記』の成立年代に関するその後
の研究状況は、堀越光信「扶桑略記」(皆川完一、山本信吉編『国史大系書目解題』下、吉川弘文館、二〇〇二)では、寛治八年(一〇九四)〜承徳二年(二〇九八)とする。一方で、五味文彦「未完の歴史書」(同『書物の中世史』みすず書房、二〇〇三)は堀越説を批判し寛治八年(一〇九四)〜康和元年(二〇九九)とする説を唱えている。また、三好俊徳『扶桑略記』の宗派性—宗論・相論に関する言説を中心として」(『説話文学研究』五四、二〇一

九)では「嘉祥元年(一一〇六)年以前には成立」としており、未だ定説を見てはいないようである。

(11) 「浄蔵加持直二八坂塔傾」、乱行之後事也、つまり「浄蔵は八坂塔の傾きを直立させた。乱行の後の事である。」とある。歴博本にも八坂塔を直立させた逸話は存在するが、それが「乱行の後」であった旨の記述は無い。ここで説話に目を転じると、八坂塔直立時に子を連れていたことを伝えるものがある。『今昔物語集』巻第二十別本には「我子ヲ儲妻ヲ具シテ有トモ年来ノ行ヒ仏モ捨給ハジ試ニ加持^{シテ直}サムト思^テ(中略)巳時許ニ子ノ童ヲ人ニダカセテ八坂ニ到ヌ。」

(芳賀矢一『攷証今昔物語集 本朝下』富山房、一九二二所収)とある他、『三国伝記』や『ささめごと』にも浄蔵が子を連れ八坂塔を直立させたことが見える。このような説話伝承の存在を考えれば、この書入れにある「乱行」とは、破戒して女性と子をなしたことを意味するのだろう。なお、浄蔵が子を儲けた説話伝承については、稲垣泰一「高僧破戒譚の二つの形—真濟・志賀寺上人・久米仙人・湛慶・浄蔵譚を通して—」(『金城学院大学論集』五七、一九七三)に詳しい。

(12) 黒板勝美編『新訂増補 国史大系12 扶桑略記・帝王編年記』(吉川弘文館、一九六五)、参照。

(13) 林恵一「谷森善臣著作年譜抄」(『書陵部紀要』二三、一九七二)。

(14) 谷森善臣所蔵本(谷森本と通称)は、昭和七年に善臣の子息健男氏によって宮内庁書陵部へ献納された(宮内庁互助会『互助』

三一、一九三六)。

(15) 武覚超『比叡山諸堂史の研究』(法藏館、二〇〇八)、及び平凡社編『寺院神社大事典 近江・若狭・越前』(平凡社、一九九七)参照。

(16) 谷森がこのように記載したのは、この浄法寺一切経が延暦寺に所縁あるものであった故かもしれないが、確たることはわからない。なお、延暦寺編『叡山文庫文書絵図目録』(臨川書店、一九九四)にも浄法寺一切経に関連しそうなものは見当たらない。

(17) 上野国の浄法寺一切経を巡っては、先学による複数の論考がある。堀池春峰「平安時代の一切経書写と法隆寺一切経」(同『南都仏教の研究 下(諸寺編)』法藏館、一九八二)。赤尾栄慶「高山寺蔵『金剛頂瑜伽経』(浄院寺一切経)について」(『学叢』十四、一九九二)。牧伸行「最澄と一切経」(伊藤唯真編『日本仏教の形成と展開』法藏館、二〇〇二)。菅原征子「両毛地方の仏教と最澄」(同『日本古代の民間仏教』吉川弘文館、二〇〇三)。牧伸行「古代東国の仏教と一切経」(『仏教大学総合研究所紀要』二〇〇四別冊二号、二〇〇四)等。

(18) 『続日本後記』承和元年(八三四)五月乙丑条
乙丑。勅、令相模、上総、下総、常陸、上野、下野等国司、勅力写取一切経一部、来年九月以前奉進上。其経本在上野国緑野郡緑野寺一。

(19) 『群馬県史 資料編4 原始古代4』(一九八五)及び、高山寺

典籍文書総合調査団編『高山寺経藏典籍文書目録第一(高山寺資料叢書第三冊)』(東京大学出版会、一九七三)、参照。

(20) 前掲註(19)『群馬県史』によれば、緑野寺一切経の遺品と思われる古写経が他にも次の二つある。

〔律撰教授至日慕字処〕二十二〇〇〇続古経題跋所収 泉涌寺所蔵

上野国縁野郡浄法寺一切経本、掌経仏子教奥(縁カ)

弘仁六年六月十八日、写経仏子教奥、経師匠事法慧(縁カ)(後略)

〔舍利弗阿毘曇論〕非問分縁品五〇第二回大藏会展観目録所収 興聖寺所蔵

奥云、上野国縁野郡浄法寺 一切経本

掌経仏子教奥、掌経仏子智証(縁カ)(後略)

しかしながら、「浄法寺一切経見定目録」に係りしような手掛かりはない。なお、「律撰教授至日慕字処」に関しては前掲註(19)『群馬県史』の「史料解説」にて『仏書解説大辞典』の当該箇所には見当たらず、編目あるいは本文の一部とも考えられる。」としており、これは典籍名では無いとするが、「律撰教授至日慕字処」のその典籍名に関しては、『大正新脩大藏経』に『根本薩婆多部律攝』(「教授至日暮學處第二十二」(『大正藏』二四、一四五八、a)と見え、関連する可能性があるので注記しておく。

(21) 『叡山大師伝』(『伝教大師伝全集 第五卷』(比叡山図書刊行所、一九二七)所収)

適講筵竟本願。所催向於東国。盛修功德。為其事矣。写二千部

一万六千卷法華大乘經。上野下野兩國。各起一級宝塔。塔別安置八千卷。於其塔下。每日長講法華經。一日不闕。兼長講金光明仁王等大乘經。弘願所逮。後際豈息哉。所化之輩逾百千萬。見聞道俗。無不歡喜。爰上野國淨土院一乘仏子教興道広真靜。下野國大慈院一乘仏子広智基德鸞鏡徳念等。本是故道忠禪師弟子也。延暦年中。遠為伏膺。不闕師資。斯其功德勾当者也。

(22) 前掲註(21)『叡山大師伝』。

又有東国化主道忠禪師者。是此大唐鑑真和上持戒第一弟子也。伝法利生。常自為事。知識遠志。助写大小經律論二千余卷。

(23) 前掲註(19)『高山寺経蔵典籍文書目録第一』及び築島裕「高山寺経蔵の平安時代の典籍について」(高山寺典籍文書総合調査団編『高山寺典籍文書の研究(高山寺資料叢書 別巻)』東京大学出版会、一九八〇)によれば、三卷それぞれに白書と赤書の加点奥書があり、その日付はいずれも寛弘五年三月中である。例えば、巻第一では白書で「寛弘五年三月廿四日於仁和寺南御室点始同五日点了 □□閣梨奉受了 叡算之」とある。

(24) 赤尾栄慶前掲註(17) 論文。

(25) 『大日本仏教全書 第二二三冊 興福寺叢書一』(名著普及会、一九八〇) 所収。

(26) 『大日本仏教全書 第二二三冊 興福寺叢書一』(名著普及会、一九八〇) 所収。

(27) 『維摩講師研学堅義次第 上・中』(宮内庁書陵部、一九七三)

(28) 黒板勝美・国史大系編集会編『新訂増補 国史大系 56 尊卑分脈 第二編』(吉川弘文館、一九五九)では、藤原実行の子として慶深ではなく慶源とある。但し「興」の傍書、つまり興福寺僧であったとあることから、本稿でいう慶深と同一人物であろう。なお、『尊卑分脈』の索引で「慶深」を調べると、藤原氏北家小野宮流に同名僧が見える。「山」、「阿」と傍書されているため比叡山僧の阿閣梨であつたらしい。父は同じく「山」の「法印」弁覚で、祖父は正五位下木工頭通輔、曾祖父が正三位参議左京大夫公房という。しかし、祖父通輔は康平三年(一〇六〇)生、嘉保二年(一〇九五)没(榎野広造『平安人名辞典 康平三年 上』(和泉書院、二〇〇七)「藤原通輔」参照)である。浄法寺一切経目録が書写されたという長暦三年(一〇三九)時点では、この慶深の祖父にあたる通輔すら生まれておらず、別人であろう。

(29) 『続群書類従 第四輯下 補任部』(続群書類従完成会、一九二七) 所収。

(30) 榎野広造『平安人名辞典 長保二年』(高科書店、一九九三)「藤原実行」参照。

(31) 『権記』長保三年(一〇〇二)四月二十日条、『同』寛弘八年(一〇一一)七月八日条、『小右記』長和三年(一〇一四)十月二十四日条、『同』万寿元年(一〇二四)十二月十三日条、『同』長元四年(一〇三二)正月十二日条、『春記』長暦三年(一〇三九)十二月十六日条など。

(32) なお、当時法隆寺は興福寺の末寺であり、やがて法隆寺一切経が作成されている（藤井由紀子「法隆寺における一切経事業の歴史の意義について―史料の価値の在りかを考える」『同朋大学佛教文化研究所紀要』三五、二〇一六）。浄法寺一切経と関連する可能性もあるが不詳。

(33) 榎野広造『平安人名辞典 康平三年 下』（和泉書院、二〇〇八）には、本稿で取り上げた興福寺僧の「慶深」以外に三人の「慶深」が見える。しかし、それぞれ「東大寺封戸文書」や「安鎮法日記」下、「高野山旧記」という単一の文書にほとんど単発で見えるばかりで、その人物像に迫りうる史料に欠く。更に長暦三年（一〇三九）に存生であった確証もない。よって本稿では詳細に扱わず、注記に留めた。

(34) 他の浄藏伝については次のとおり参照した。

- ・『扶桑略記』…黒板勝美編『新訂増補 国史大系12 扶桑略記・帝王編年記』（吉川弘文館、一九六五）
- ・『拾遺往生伝』…井上光貞、大曾根章介校注『往生伝・法華験記 日本思想大系7』（岩波書店、一九七四）
- ・『大法師浄藏伝』…奈良国立博物館所蔵本
- ・『日本高僧伝要文抄』…黒板勝美・国史大系編集会編『新訂増補 国史大系31 日本高僧伝要文抄・元亨釈書』（吉川弘文館、一九六五）

なお、『大法師浄藏伝』には刊本として『続々群書類従 第三』（国書刊行会、一九七〇）所収のものがあるが、誤脱があり文意が不明

な箇所が散見されることから、『大法師浄藏伝』の最善本である奈良国立博物館所蔵本を採用した。

(35) この箇所は『晋書』卷九十五鳩摩羅什伝とほぼ同文である。『晋書』（中華書局、一九七四）では次のようにある。「興」は五胡十六国の一つ後秦の皇帝姚興。

興乃召_レ宮女_二進_レ之也。一交而生_二子_一焉。興嘗謂_レ羅什曰「大師聰明超悟、天下莫_レ二、何可_レ使_二法種少_レ嗣。遂以_二伎女十人_一逼令_レ受_レ之。爾後不_レ住_二僧坊_一、別立_二解舍_一。諸僧多_レ効_レ之。什乃聚_レ針盈_レ鉢、引_二諸僧_一謂_レ之曰「若能_二見効_一食_レ此者、乃可_レ畜_レ室_レ耳」。因拳_レ進_レ針、与_二常食_一不_レ別。諸僧愧服乃止。

(36) 『大漢和辞典』によれば、「とる。もつ。」を意味するという。歴博本中の計三か所に、「縛」字を後接させて登場するが、他伝の対応する箇所では『大法師浄藏伝』及び『日本高僧伝要文抄』は「撰縛」、『拾遺往生伝』は「接縛」となっていて、攝は用いられていない。なお歴博本中でも「撰縛」は計三か所で使用されている。

以上、各伝では「攝縛」、「撰縛」、「接縛」の三通りの表現があるが、いずれも用法に差は無いようである。またいずれも辞典類に掲載されていない。ただ、「撰縛」が最も用例が豊富と見られる。(37) 『大漢和辞典』によれば、「隧」（みち、トンネルの意）に通じるとされるが、歴博本では「松」字に下接して用いられていて文意が通らない。

(38) そのような漢字は『大漢和辞典』にも見えない。

〔付記〕

史料の複写・影印の提供に際して、国立歴史民俗博物館のご担当者の方、また閲覧・調査に際して、奈良国立博物館の野尻忠氏、齋木涼子氏に大変お世話になった。心より感謝申し上げます。

